

第85回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

1. 日時：平成29年6月8日 10:00～10:15
2. 場所：経済産業省 本館2階西8共用会議室
3. 出席者：八田委員長、稲垣委員、箕輪委員
4. 議題：

1. ガスの特別な事後監視について

○八田委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第85回電力・ガス取引監視等委員会の第1部を開催いたします。

第1部の議題は議事次第にあるとおりです。

早速ですが、議事に入ります。議題は「ガスの特別な事後監視について」。資料3に基づいて、佐合課長よりお願いいたします。

○佐合取引監視課長 それでは、資料3に基づいてご説明いたします。PDF、全体の資料で4ページ目になります。

ガスの特別な事後監視でございますけれども、ご承知のとおり、本年4月からガスの全面自由化ということで始まったわけでございますが、それに先立って昨年、ガスに関して規制料金を残すべき地域の指定が行われたところでございます。その地域のエネルギー間の競争の状況、LPとかオール電化とか、そういったところとの競争も踏まえて経過措置料金が必要な地域、必要でない地域ということで指定がなされたわけですが、経過措置料金が課されなかった地域の中で、それまでその供給エリアで供給していた都市ガス事業者の市場シェアが50%以上であったものについては、いわゆる規制なき独占によって弊害が生じることがないかどうかというのを、特別な事後監視という形で市場の状況を監視することになってございます。これは、ガスの自由化の制度設計を議論していた資源エネルギー庁のガスシステム改革小委員会においてそのように整理されているところでございます。今回、特別な事後監視について、こういう項目について調査していきたいということでご検討いただければと思っております。

調査方法はここに書いてございますけれども、対象事業者に対して、ガス事業法に基づく報告徴収を実施するというところでございます。報告のインターバルですけれども、四半

期の単位としまして、報告期限はその報告期間の翌月末までとするということで、四半期に一度、3ヵ月分の月次のデータをそれぞれ報告してもらうことを考えています。

対象事業者でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、その区域でのガスの利用率が50%を超えている事業者ということで、旧一般ガス事業者であると24事業者、旧簡易ガス事業者ですと315事業者となります。

報告事項でございますけれども、規制がなくなったことによって、不当な料金値上げが行われていないかどうかを確認することが目的でございますので、これをみるために4つ聞こうと思っております。標準家庭での1ヵ月のガス使用料、それを前提とした小売料金、それから原料費調整額は、標準的な料金に変動があった場合に、原調によるものであれば、その影響を排除して考える必要があるので、これを聞きたいと思っております。

それから、毎月の家庭部門でのガスの販売量と売上高をご報告いただいて、この実績から割り出される単価の推移を確認したり、標準メニューとの関係を見ることで、不当な値上げがないかどうかを考えていきたいと思っております。

対象機関としては、経過措置料金を指定しなかった後3年間となっております。

以上であります。

○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○稲垣委員 今回の議論でよろしいと思っておりますので、どうぞ適切に進めてください。

○八田委員長 箕輪委員。

○箕輪委員 私も特に異論はないです。集めていただく対象事業者がすごく多いので、それを集めてみて、どういう観点でいろいろ分析をしていくかというのは、また集めてみたところで議論させていただきたいと思っております。

○稲垣委員 それから、課長が徴収に当たっては、情報収集の手段というのは、報告徴収に至らない、より軽い手続もあるわけですがけれども、ここでは報告徴収という手続をとるということの意味を十分に相手に伝えるようにした上でやっていただけたらと思っております。

以上です。

○八田委員長 これ、非常に重要なステップだと思うのですが、これで集めたデータで、これはちょっと異常だということを判断するときの基準はどのように。

○佐合取引監視課長 具体的に定量的な基準があるわけではございません。まず報告徴

収をしてみて、例えば今までの標準メニューが単価でみたときに大きく上がっていると。そのときに、当然ガスの輸入価格がどういう動向になっているかということがございます。そういった動向をみながら、明らかに大幅な値上げがあるといった場合には、事業者の方からヒアリングをまずさせていただくといったことを考えてございます。仮に値上げをしていたとしても、原料価格だけではなくて、いろいろな背景事情、例えば過疎地でもう需要家がいなくなってしまうと、ほとんどない中で事業を継続して需要家にガスを供給せざるを得ないというときに、必要最小限の値上げということであれば、それは当然合理的なものとなると思いますし、一方で、ある意味でむしろガス事業部門で収益性を向上させている状況にありながら、原料価格もそれほど上がっていないにもかかわらず、大幅な値上げがあるという場合には、何がしか競争原理が十分に働かない環境になってしまっているのかもしれないということも推察されるので、そういったところを総合的に勘案しながら判断をしていくということだと思っております。

○八田委員長 分かりました。それでは、ガスの特別な事後監視については、事務局からのご説明がありましたような方向性で報告徴収をして、必要な情報を集めるということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、委員会としては、この方針で特別な事後監視を行っていくことにいたします。事務局としては必要な手続をとっていただきたいと思っております。

それでは、本日、第1部で予定していた事業は以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。

事務局より連絡がありましたらお願いいたします。

○新川総務課長 第2部は非公開での開催とさせていただきますので、傍聴の方はこれにてご退席をお願いいたします。第2部は準備が整い次第、開催させていただきます。

○八田委員長 それでは、これをもちまして第1部を閉会いたします。どうもありがとうございました。

——了——